

令和3年6月22日

障害福祉サービス等事業所
管理者様

名古屋市健康福祉局
新型コロナウイルス感染症対策部
新型コロナウイルス感染症対策室
障害福祉部障害者支援課

訪問系・通所系サービス事業所等の従事者への新型コロナウイルスワクチン 接種について（通知）

日頃は、本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
訪問系・通所系サービス事業所等（以下、「訪問系サービス事業所等」という。）の
従事者の取扱いについては、「訪問系サービス事業所等の従事者への接種について」
（令和3年4月5日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）等（別添1）によ
り、その取扱いが示されたところです。

このたび、別紙のとおり65歳未満の方へクーポン券を発送し、対象事業所等の59
歳以下の従事者の方の優先予約期間を設けることといたしましたので、希望する対象
事業所等につきましては必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 訪問系サービス事業所等の従業者の取扱いについて

（1）優先接種の対象

<対象となるサービス種別>

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、
重度障害者等包括支援（訪問系サービスを提供するもの）、自立生活援助
短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援
地域定着支援

（注）地域生活支援事業（移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援セン
ター、生活訓練等、基幹相談支援センター）を含む。

<優先接種の対象者の要件>

以下の①、②いずれも満たす場合

①訪問系サービス事業所等の意向

訪問系サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者（以下「自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に直接接し、障害福祉サービスの提供等（※1）を行う意向を名古屋市に登録した場合

②訪問系サービス事業所等の従事者の意思

①の訪問系サービス事業所等の従事者が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する場合

※1 患者等に対するサービスとして考えられる例

- ・訪問系・相談系サービス：訪問によるサービスの提供
- ・通所系サービス：自主休業等による訪問サービスへの切替
- ・短期入所系サービス：感染者等が帰宅できない場合のサービス提供

(2) クーポン券の発送、優先予約開始時期

別紙を参照してください。

2. 事業所の対応

従事者を優先接種の対象とする訪問系サービス事業所等（以下、「対象事業所等」という。）は、次のとおり対応してください。

(1) 対象事業所等の登録

ア 対象事業所等は、「説明文書」（様式1）を活用して従事者に説明・相談の上、地域において病床がひっ迫する場合に、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する従事者の人数（以下「対応予定人数」という。）を把握してください。

イ 事業所は、情報を以下のとおり「登録フォーム」により登録してください。

<登録方法>

次のいずれかの方法で登録フォームにアクセスしてください。

(優先接種の対象となる従事者がいない事業所等は、登録する必要はありません。)

(1) URL : <https://logoform.jp/form/mX9C/18526>

(2) 端末等で右記のコードを読み取り



登録締切日 : 7月7日(水) 17:30

主な登録内容 : 事業所番号、法人名、事業所名、サービス種別、所在地、事業所連絡先、管理者氏名、対応予定人数等

(2) 対象者の取りまとめ

ア 対象事業所等は、登録した対応予定人数の範囲で、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する従事者に対して「証明書」(様式2)を発行し、必要に応じて、「説明文書」(様式1)を活用して、改めて説明を行ってください。

イ 「証明書」を発行して優先接種の対象とした従事者については、名簿等の作成により、対象者の管理を行ってください。なお、名簿等の障害者支援課への送付は不要です。

(3) 証明書

市内在住の対象事業所等の従事者は、市内の接種実施医療機関で接種を受けることとなりますが、事前に、事業所等から従事者へ優先接種の対象であることの「証明書」(様式2)を交付し、市町村から発行されたクーポン券とともに接種実施医療機関に持参するよう伝えてください。

また、「証明書」は、接種実施医療機関で回収されませんので、接種後には医療機関から返却をしてもらい、第2回目の接種時にも提示するよう伝えてください。

なお、市外在住の従事者は、今回の通知の対象とはならないため、住民票所在地の自治体の接種体制を確認した上で、各自治体の接種実施医療機関で接種を受けてください。

3. 登録事業所情報の活用方法

別添1(4月5日付国通知)に基づき、障害者支援課において、登録された事業所の情報を以下のように活用する場合があります。

・地域において病床がひっ迫した場合において、相談支援事業所等（※2）が、自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に対する訪問系サービス等の必要性の検討の結果、サービス提供することとなる場合において

①相談支援事業所等は名古屋市障害者支援課に対して、特定の訪問系サービス事業所等が登録リストに登載されているかどうかを照会する

②登録されていない場合、登録されている他の訪問系サービス事業所等を紹介する

・地域において病床がひっ迫した場合において、名古屋市障害者支援課が、必要なサービスを継続する観点から、登録リスト上の訪問系サービス事業所等に対して対応状況を照会する

※2 当該障害者が障害福祉サービス等を利用している場合においては、利用者を担当する指定特定相談支援事業所、セルフプランにより支給決定を行った場合においては、基幹相談支援センター等

4. その他

○よくある質問

ご質問のうち主なものについては「ウェルネットなごや」にQ&Aを掲載し、随時更新してまいります。

また、ワクチンの効果や副反応等、ワクチン全般については厚生労働省のウェブページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00222.html) 中、「新型コロナワクチンについてのQ&A」で解説されていますので、こちらをご参照いただくようお願いいたします。

5. 問い合わせ先等

(ワクチン接種の一般的な質問)

| | |
|-----------------------------|------------------|
| なごや新型コロナウイルス ワクチンコールセンター | 電話：050-3135-2252 |
|-----------------------------|------------------|

(ワクチン接種事業全般に関すること)

| | |
|---|-----------------|
| 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 新型コロナウイルス感染症対策室 | 電話：052-972-4389 |
|---|-----------------|

(本通知、登録方法に関すること)

| | |
|------------------|-----------------|
| 健康福祉局障害福祉部障害者支援課 | 電話：052-972-2578 |
|------------------|-----------------|

障害者支援課指定指導係

担当：宮川、竹上

電話 052-972-2578

Email : a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp